貸方	
科目	
電源立地対策費	
電源利用対策費	
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	
原子力安全規制対策費	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	
周辺地域整備資金へ繰入	

貸方	
科目	
電源立地対策費	
電源利用対策費	
［新設］	
原子力安全規制対策費	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	
周辺地域整備資金へ繰入	

整理	科目	
		国債整理基金特別会計へ繰入
		事務取扱費
		諸支出金
		周辺地域整備資金へ組入
	［略］	

整理	科目	
		国債整理基金特別会計へ繰入
		事務取扱費
		諸支出金
		周辺地域整備資金へ組入
	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の施行の日から施行する。ただし、別表第三及び別表第四の改正規定中「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費」を加える部分は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第四十七号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項、第十六条第五項、第十八条第一項及び第十九条第三項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第八条第一項、第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設置） **第七条**　特定事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該特定事業所に、当該各号に定める消火用屋外給水施設を設置しなければならない。 一　その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならない場合　消防車用屋外給水施設 ［二　略］ （能力） **第八条**　消防車用屋外給水施設の能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力（以下「総放水能力」という。）により百二十分継続して放水することができる量の水を供給できることとする。 ［2　略］	（設置） **第七条**　［同上］ 一　その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならない場合　消防車用屋外給水施設 ［二　同上］ （能力） **第八条**　消防車用屋外給水施設の能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力（以下「総放水能力」という。）により百二十分継続して放水することができる量の水を供給できることとする。 ［2　同上］